

令和3年度 下田市の人事行政の運営状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和3年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			主な増減理由
		令和2年度	令和3年度	対前年増減	
一般行政	議会	4	4		
	総務	58	60	2	新課増設に伴う人員配置調整
	税務	18	18		
	農林水産	9	9		
	商工	9	10	1	新係増設に伴う人員配置調整
	土木	17	18	1	職員の人員配置調整
	民生	51(21)	50(20)	1(1)	保育所職員の退職不補充
	衛生	23	22	1	清掃職員の退職不補充
	小計	189	191	2	
特別行政	教育	24(1)	23(1)	1	幼稚園職員の退職不補充
公営企業等会計	水道	10	10		
	下水道	4	4		
	その他	18(1)	18(1)		
	小計	32	32		
合計		245(23) 286	246(22) 286	1(1)	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。

2. 再任用フルタイム勤務職員(令和2年度4人、令和3年度2人)及び特定任期付職員(令和2年度1人、令和3年度1人)を含み、再任用短時間勤務職員(令和2年度6人、令和3年度9人)及び一部事務組合への派遣職員(令和2年度1人、令和3年度1人)は除きます。

3. ( )は、会計年度任用職員フルタイムの数を外数で示します。

4. は、条例定数の合計です。

(2) 採用及び退職の状況(令和2年度)

部門	区分	採用(人)	離職(人)								失職	合計
			退職					免職				
			定年	勸奨	普通	早期退職募集制度	死亡	任期満了	分限	懲戒		
合計		17	6	0	8	1	0	0	0	0	0	15

(注) 1. 採用は、令和2年4月2日から令和3年4月1日の間に採用した者の人数です。再任用フルタイム勤務職員は除きます。

2. 退職は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に退職した者の人数です。再任用フルタイム勤務職員は除きます。

3. 定年退職者のうち1人を再任用フルタイム勤務職員として任用。ただし、令和3年度は一部事務組合へ派遣。

(3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

下田市では、平成 30 年から令和 3 年までの 3 年間で 1 人の削減を目標とする第 6 次定員適正化計画を策定し、次のように定員適正化を進めましたが、新たな行政需要により目標職員数を 3 人上回る 246 人となりました。

また、令和 4 年から令和 7 年までの 4 年間の第 7 次定員適正化計画を作成中です。

平成 30 年 4 月 1 日職員数	244 人	年度	H30	R 1	R 2	R 3
令和 3 年 4 月 1 日目標職員数	243 人	計画 (R 1 ~ R 3)	244	248	245	243
計画期間中削減目標	1 人	実績	244	243	245	246

2 人事評価の状況

令和元年度における運用	管理職員		一般職員	
(1) 人事評価を実施している	○		○	
(2) 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
(3) 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

3 給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和 2 年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
14,634,472 千円	1,989,847 千円	13.6%

(2) 職員給与費の状況 (令和 3 年度普通会計当初予算)

職員数(人) A	職員給与費				一人当たり 給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
216 人	804,428 千円	112,562 千円	312,586 千円	1,229,576 千円	5,692 千円
(21) 人	(46,718 千円)	(2,195 千円)	(9,929 千円)	(58,842 千円)	(2,802 千円)

(注) 1. 職員手当には、退職手当と児童手当は含みません。

2. ( ) は、会計年度任用職員フルタイムの数を外数で示します。

## (3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	289,900 円	347,900 円	38.2 歳
技能労務職	342,900 円	361,000 円	53.8 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当等）の合計です。

## (4) 初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		下田市		国	
		初任給		初任給	
一般行政職	大学卒	188,500 円		総合職	195,500 円
				一般職	182,200 円
	高校卒	160,000 円		一般職	150,600 円
技能労務職	高校卒	160,000 円		一般職	147,900 円

## (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	261,300 円	350,300 円	377,600 円	404,700 円
	高校卒	229,400 円	312,300 円	342,800 円	397,800 円
技能労務職	高校卒	225,200 円	260,700 円	310,000 円	346,000 円

(注) 経験年数に該当する職員の平均給料月額を記載していますが、経験年数に該当職員がいない等の場合は、近似値を記載している場合があります。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事、技師	34	21.0
2 級	主事、技師	43	26.5
3 級	主事、技師	23	14.2
4 級	係長、主幹、主査	30	18.5
5 級	課長補佐、副室長、副所長、局長補佐、検査監	15	9.3
6 級	課長、室長、所長、局長、参事、技監	17	10.5
計		162	100.0

(注) 1. 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する職務です。

2. 再任用フルタイム勤務職員(2人)は除きます。

## (7) 期末・勤勉手当の状況（令和3年4月1日現在）（単位：月分）

区分	下田市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.275	0.950	2.225	1.275	0.950	2.225
12 月期	1.275	0.950	2.225	1.275	0.950	2.225
計	2.550	1.900	4.450	2.550	1.900	4.450

## (8) 退職手当の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	下 田 市		国	
	自己都合	定年・応募認定	自己都合	定年・応募認定
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
1人当たりの平均支給額	11,910 千円		-	

（注）1人当たりの平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

## (9) その他の主な手当の内容

ア 特殊勤務手当は、平成18年度末までにすべて廃止されました。

## イ 時間外勤務手当（令和元年度、令和2年度普通会計決算）

	令和元年度	令和2年度
支給総額	43,948 千円	48,126 千円
職員1人当たり支給年額	223 千円	244 千円

## ウ 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和3年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 配偶者及び子以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000 円加算	同じ	
住居手当	[借家・借間居住者] 支給対象者 16,000 円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000 円 2分の1加算限度額 17,000 円 最高支給限度額 28,000 円	同じ	
通勤手当	[交通機関等利用者] 最高支給限度額 55,000 円 [交通用具使用者] 片道 2km 以上 3km 未満 2,200 円 片道 3km 以上 4km 未満 3,300 円 片道 4km 以上 5km 未満 4,400 円 片道 5km 以上 6km 未満 5,500 円 片道 6km 以上 7km 未満 6,600 円 片道 7km 以上 8km 未満 7,700 円	一部異なる	[交通用具使用者] 片道 5km 未満 2,000 円 片道 5km 以上 10km 未満 4,200 円 片道 10km 以上 15km 未満 7,100 円 片道 15km 以上 20km 未満 10,000 円 片道 20km 以上 25km 未満 12,900 円 片道 25km 以上 30km 未満 15,800 円

片道 8km 以上 9km 未満	8,800 円	片道 30km 以上 35km 未満	18,700 円
片道 9km 以上 10km 未満	9,900 円	片道 35km 以上 40km 未満	21,600 円
片道 10km 以上 12km 未満	11,000 円	片道 40km 以上 45km 未満	24,400 円
片道 12km 以上 14km 未満	13,200 円	片道 45km 以上 50km 未満	26,200 円
片道 14km 以上 16km 未満	15,400 円	片道 50km 以上 55km 未満	28,000 円
片道 16km 以上 18km 未満	17,600 円	片道 55km 以上 60km 未満	29,800 円
片道 18km 以上 20km 未満	19,800 円	片道 60km 以上	31,600 円
片道 20km 以上 23km 未満	21,000 円		
片道 23km 以上 26km 未満	23,000 円		
片道 26km 以上	24,000 円		
* 勤務先側において駐車場を借りている場合、6,000 円を限度に加算有。		* 新幹線等利用者は 20,000 円を限度に加算有	
[併用者(交通機関と交通用具)]			
最高支給限度額	55,000 円		

(10) 特別職の給与等の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市長	671,000 円	6 月期	1.95 月分
	副市長	596,000 円	1 2 月期	1.95 月分
	教育長	545,000 円	計	3.90 月分
報 酬	議長	350,000 円	6 月期	1.525 月分
	副議長	315,000 円	1 2 月期	1.525 月分
	議員	290,000 円	計	3.050 月分

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～13 時 00 分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和 2 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日）

一人当たり平均使用日数	消化率
10.1 日	26.4%

(3) 特別休暇の導入状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

特別休暇の取得要件
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3) 職員が骨髄移植のための登録の申出を行う場合又は申出、提供に必要な検査、入院等をする場合
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
(5) 職員が結婚する場合
(6) 産前休暇

- (7) 産後休暇
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
- (9) 配偶者が出産する場合
- (10) 男性職員が育児参加をする場合
- (11) 子供の看護をする場合
- (12) 職員の親族が死亡した場合
- (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事に参加する場合
- (14) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持等を図る場合
- (15) 地震その他の災害により職員の住居が滅失等した場合でその復旧作業をする場合
- (16) 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合
- (17) 地震その他の災害において職員が通勤途上における身体の危険を回避する場合
- (18) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難な場合
- (19) 妊娠中の女性職員が母体保護のための通勤緩和をする場合
- (20) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合
- (21) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (22) 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合
- (23) 感染症の予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合
- (24) 要介護者の介護等、その世話を行う場合

(注) 取得要件等は、「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」により定められています。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数(令和2年度)

区分	育児休業	部分休業	合計
男性	0人	0人	0人
女性	3人	0人	3人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(令和2年度)

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	3人	0人	3人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

(2) 懲戒処分者数(令和2年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

## 6 サービスの状況

### (1) サービス規律遵守のための取組（令和2年度）

取組内容
市長選挙における職員のサービス規律の確保について（5月） 年末年始における綱紀の厳正保持及び交通安全の徹底について（12月）

### (2) 兼職・兼業の許可件数（令和2年度）

許可件数（件）	主な許可事例
96	国勢調査員、消防団活動等

（注1）上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

## 7 退職管理の状況

平成28年4月1日から、地方公務員法、下田市職員の退職管理に関する規則に基づき、元職員による現職職員への働きかけ等を規制する退職管理制度を実施しています。

## 8 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の概要等（令和2年度）

区分	研修内容	受講者数
集合研修	新規採用職員研修	10人
	政策研究会	8人
	アサーティブ・コミュニケーション研修	16人
	リーダーシップ研修	17人
派遣研修	南伊豆町・西伊豆町・河津町合同研修 市町職員広域研修 全国市町村国際文化 静岡県主催研修 静岡県市職員研修協議会東部ブロック共同研修 など	53人
合計		104人

### (2) 勤務成績の評定の概要（令和2年度）

実施しておりません。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（令和2年度） 会計年度フルタイムを含む

区 分		全職員	区 分		全職員
血液、血圧、 尿、心電図、 聴力検査	対象人員	269人	胸部レント ゲン検査	対象人員	268人
	受診人員	220人		受診人員	140人
	受診率	81.8%		受診率	52.2%
胃部X線検査 (40歳以上)	対象人員	132人	人間ドック (希望者)	対象人員	269人
	受診人員	26人		受診人員	48人
	受診率	19.7%		受診率	17.8%

(2) 公務災害等の認定状況等（令和2年度）

公務災害	通勤災害	計
1件	1件	2件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（令和2年度）

概		要	
< 共済組合・互助会の運営 >			
下田市職員互助会			
互助会運営費交付金	会員数(248人) * 7,000円		1,736千円
主な事業			
事務費			
福利厚生費（各クラブ助成・人間ドック助成ほか）			